

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例

制定	平成12年 3月28日	宮城県条例第 44号
改正	平成12年10月17日	宮城県条例第119号
	平成15年10月16日	宮城県条例第 70号
	平成16年12月20日	宮城県条例第 73号
	平成17年 3月25日	宮城県条例第 47号
	平成23年 3月22日	宮城県条例第 23号
	平成24年 7月13日	宮城県条例第 58号
	平成30年 3月23日	宮城県条例第 21号
	令和元年12月24日	宮城県条例第 30号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可証の返納)

第2条 法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設を廃止したとき、又は法第9条の2の2若しくは第15条の3の規定により当該許可が取り消されたときは、直ちに当該許可に係る許可証を知事に返納しなければならない。

2 法第14条第1項、同条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事業の全部を廃止したとき、法第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により許可が取り消されたとき、又は当該許可の期間が経過したときは、直ちに当該許可に係る許可証を知事に返納しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録証明書の返納)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第19条の登録証明書の交付を受けた者は、その事業場を廃止したとき、又は政令第22条の規定により登録を取り消されたときは、直ちに当該登録証明書を知事に返納しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録に係る変更の届出)

第4条 政令第20条の届出をしようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法第20条の2第1項の登録の番号
- (3) 変更の年月日
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由

2 前項の届出書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第16条の3各号に掲げる図書のうち、その変更の内容を明らかにするものを添付しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録に係る休廃止等の届出)

第5条 政令第21条の届出をしようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 法第20条の2第1項の登録の番号
- (3) 廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 廃止し、休止し、又は再開した事業場の所在地及びその事業の内容
- (5) 廃止、休止又は再開の理由
- (6) 休止の場合にあっては、その期間

(再生利用業者の指定の申請)

第6条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 再生利用に係る取引関係
- (7) 事業開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生利用に係る取引関係を記載した書類
- (3) 処理対象となる産業廃棄物の性状、成分及び発生状況を明らかにする書類
- (4) 再生品の性状及び成分を明らかにする書類
- (5) 再生の工程を明らかにする図面
- (6) 事業の用に供する施設の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図
- (7) 再生に伴って生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (8) 生活環境の保全のための措置を記載した書類
- (9) 申請者が第6号に掲げる施設の所有権(申請者が所有権を有しない場合にあっては、使用する権原)を有することを証する書類
- (10) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書
- (11) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等その他の規則で定める事項)の記載のあるものに限る。)及び精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類
- (12) 申請者が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (13) 申請者が個人である場合にあっては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (14) その他規則で定める図書

3 知事は、再生利用業者の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを証する書面(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(再生利用業者の指定に係る事業範囲等の変更の承認)

第7条 再生利用業者の指定を受けた者は、前条第1項第2号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生利用業者の指定の年月日及び番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更後の再生利用に係る取引関係
- (6) 変更の予定年月日

3 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、軽微な変更であることその他の理由によりそれらの図書の一部について添付する必要がないと知事が認めるときは、当該図書の一部を省略することができる。

4 知事は、第1項の承認をしたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業者の指定に係る事項の変更の届出)

第8条 再生利用業者の指定を受けた者は、第6条第1項第1号、第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から14日以内に、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生利用業者の指定の年月日及び番号
- (3) 変更の年月日
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由

3 前項の届出書には、第6条第2項各号に掲げる図書のうち、その変更の内容を明らかにするものを添付しなければならない。

4 知事は、第1項の届出に係る変更の内容が指定証の記載事項に係るものであるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業者の指定に係る事業の廃止の届出)

第9条 再生利用業者の指定を受けた者は、その指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から14日以内に、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、規則で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生利用業者の指定の年月日及び番号
- (3) 廃止の年月日

(4) 廃止した事業の範囲

(5) 廃止の理由

3 知事は、第1項の届出が事業の一部の廃止に係るものであるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(事業計画書等の提出)

第10条 再生利用業者の指定を受けた者は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた日から1ヶ月以内に)、事業計画書及び収支予算書(以下「事業計画書等」という。)を知事に提出しなければならない。

2 再生利用業者の指定を受けた者は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び収支決算書(以下「事業報告書等」という。)を知事に提出しなければならない。

(再生利用業者の指定の表示)

第11条 再生利用業者の指定を受けた者は、規則で定めるところにより、当該指定に係る事業の用に供する施設に、当該指定を受けた旨の表示をしなければならない。

(再生利用業者の指定の取消し)

第12条 知事は、再生利用業者の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により再生利用業者の指定を受けたとき。

(2) 規則で定める基準に適合しなくなったと認められるとき。

(3) 再生利用業者の指定に関し知事が付した条件に違反したとき。

(4) 第7条第1項の承認を受けずに、第6条第1項第2号又は第5号に掲げる事項を変更したとき。

(5) 第8条第1項又は第9条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(6) 事業計画書等若しくは事業報告書等を提出せず、又は虚偽の事業計画書等若しくは事業報告書等を提出したとき。

(7) 第11条の表示をせず、又は虚偽の表示をしたとき。

(指定証の返納)

第13条 第7条第1項の承認を受けた者、第8条第1項の届出をした者又は第9条第1項の届出(事業の一部の廃止に係るものに限る。)をした者は、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定により指定証の交付を受けたときは、直ちに、当該承認の申請又は当該届出の際現に交付を受けている指定証を知事に返納しなければならない。

2 再生利用業者の指定を受けた者は、その指定に係る事業の全部を廃止したとき、又は前条の規定によりその指定を取り消されたときは、直ちに、当該廃止又は当該取消しに係る指定証を知事に返納しなければならない。

(手数料)

第14条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際に、一件につきそれぞれ当該各号で定める額の手料を徴収する。

(1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設(同条第4項に規定するものに限る。)の設置の許可を申請する者 130,000円

(2) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設(同条第4項に規定するものを除く。)の設置の許可を申請する者 110,000円

(3) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設(法第8条第4項に規定するものに限る。)の変更の

許可を申請する者 120,000円

(4) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設(法第8条第4項に規定するものを除く。)の変更の

許可を申請する者 100,000円

(4)の2 法第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定を申請する者 33,000円

(4)の3 法第九条の二の四第二項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新を申請する者 20,000円

(4)の4 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 68,000円

(4)の5 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 68,000円

(4)の6 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 68,000円

(4)の7 法第12条の7第1項の規定による産業廃棄物の処理を一体として実施しようとする二以上の事業者に係る認定を申請する者 147,000円

(4)の8 法第12条の7第7項の規定による産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定に係る事項の変更の認定を申請する者 134,000円

(5) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を申請する者 81,000円

(6) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者 73,000円

(7) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を申請する者 100,000円

(8) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新を申請する者 94,000円

(9) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を申請する者 71,000円

(10) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を申請する者 92,000円

(11) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を申請する者 81,000円

(12) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者 74,000円

(13) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を申請する者 100,000円

(14) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を申請する者 95,000円

(15) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を申請する者 72,000円

(16) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を申請する者 95,000円

(17) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(同条第4項に規定するものに限る。)の設置の許可を申請する者 140,000円

(18) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(同条第4項に規定するものを除く。)の設置の

許可を申請する者 120,000円

- (19) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設(法第15条第4項に規定するものに限る。)の変更の許可を申請する者 130,000円
- (20) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設(法第15条第4項に規定するものを除く。)の変更の許可を申請する者 110,000円
- (20)の2 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定を申請する者 33,000円
- (20)の3 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新を申請する者 20,000円
- (20)の4 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 68,000円
- (20)の5 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 68,000円
- (20)の6 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 68,000円
- (21) 法第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を申請する者 40,000円
- (22) 省令第9条第2号の規定による再生利用業者の指定(知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者に係る指定に限る。)を申請する者 81,000円
- (23) 省令第10条の3第2号の規定による再生利用業者の指定(知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者に係る指定に限る。)を申請する者 100,000円
- (24) 第7条第1項の規定による再生利用業者の指定(知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者に係る指定に限る。)に係る変更の承認を申請する者 72,000円
- (25) 第7条第1項の規定による再生利用業者の指定(知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者に係る指定に限る。)に係る変更の承認を申請する者 95,000円

2 手数料は、県の発行する収入証紙により納入しなければならない。

3 既に徴収した手数料は、返還しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に廃棄物に関し知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例中これらに相当する規定がある場合には、この条例の相当の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成12年条例第119号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第4号の次に3号を加える改正規定(同項第4号の4に係る部分に限る。)及び同項第20号の次に3号を加える改正規定(同項第20号の4に係る部分に限る。)は、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)の施行の日(平成13年4月1日)から施行する。

附 則(平成15年条例第70号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第3条、第4条第1項、第5条及び第6条

第2項第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第73号)

(施行期日)

1 この条例は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の商業登記法第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則(平成17年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第23号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。